

市民農園利用についての注意事項 令和8年度版

令和8年4月1日

大磯町市民農園一覧

農園名	読み	所在地	通算年	区画面積	区画数	利用料(円/年)	最長利用期間
1 木ノ川農園	きのかわ	西小磯1,522及び1,523	1年目	約20㎡	26	3,000	令和11年3月まで
2 西中道農園	にしなかみち	西小磯2,953-1及び2	1年目	〃	51	3,000	〃
3 東中道農園	ひがしなかみち	西小磯2,972	3年目	〃	104	2,000	令和9年3月まで
4 諏訪ノ下農園	すわのした	生沢301-1	3年目	〃	20	2,000	〃
5 南堀込農園	みなみほりごめ	国府新宿732-1	3年目	〃	50	2,000	〃

1. ご利用期間など

- ①ご利用を開始したときから翌年の3月までの1年間です。ただし、上記表記載の最長利用期間内に限り延長できます。※地権者・町の都合により延長できない場合があります。
- ②利用期間途中から利用する方は、前利用者の最長利用期間の残余期間となります。
- ③水道設備はありませんので、御了承ください。
- ④駐車場の設置はありません。車での来園はご遠慮ください。

2. 申込方法

- ①利用申込書に必要事項をご記入うえ、ご提出ください。希望する農園一つを選択してください。(複数選択不可)
- ②新規利用開始の農園については、申込期間を定めて利用者を募集します。
- ③空き区画の申込は、随時受け付けております。空き情報については産業観光課までご連絡ください。

3. ご利用開始時の契約手続き

- ①ご利用開始に当たっては、大磯町市民農園誓約書(2通)を提出し、利用料年額を納付してください。利用料については、利用期間(1年)ごとにお支払いが必要です。(毎年4月中に役場から納付書を発送します。)
- ②手続きを完了してからご利用が可能となります。

4. ご利用に当たっての注意事項

- ①利用期間中は区画に接する通路等の除草、ゴミ拾い及び農園内の清掃作業は日常的に必ず行ってください。また、作付けをしない時でも定期的に草とりを行ってください。(ゴミは必ずご自宅にお持ち帰りください。)
- ②利用できる範囲は、指定された区画内のみとし、それ以外での場所での耕作はご遠慮ください。
- ③栽培できるものは、野菜、果実と草花のみ。(樹木は隣接区画の日射に影響するなどの理由から栽培できません。また、背丈が高くなる作物等(ひまわりなどは隣接する区画の近くには栽培を控えてください。)
- ④種苗、肥料、水及び農機具は、ご利用者の負担となります。
- ⑤必要に応じて適正な農薬等を使用するなど病虫害等の発生の予防や雑草管理を行い、周辺農家等に迷惑が掛

らないよう極力注意してください。過去、管理不足の農園が原因と思われる区画から病虫害が発生し、周辺の本業農家へ被害が出る事例があったため、適切な農園管理をお願いします。

⑥利用に際して、次の行為は禁止しています。

- ※ 工作物を設置すること。
- ※ 営利を目的とした利用をすること。
- ※ 大麻等を栽培すること。
- ※ 第三者に利用させること。
- ※ 火気の使用。(野焼き行為等)
- ※ 他の者に迷惑を及ぼす行為をすること。(区画の適切な維持管理をせずに放置することも含む。)
- ※ 通路、法面、利用区画外等に栽培及び野菜くず、雑草、ゴミ、資材等を放置すること。
- ※ その他、町長が農園の管理、運営に支障があると認める行為をすること。

⑦農園管理が適切でないなど、問題がある場合は、町の判断で利用の取消を行うことがあります。

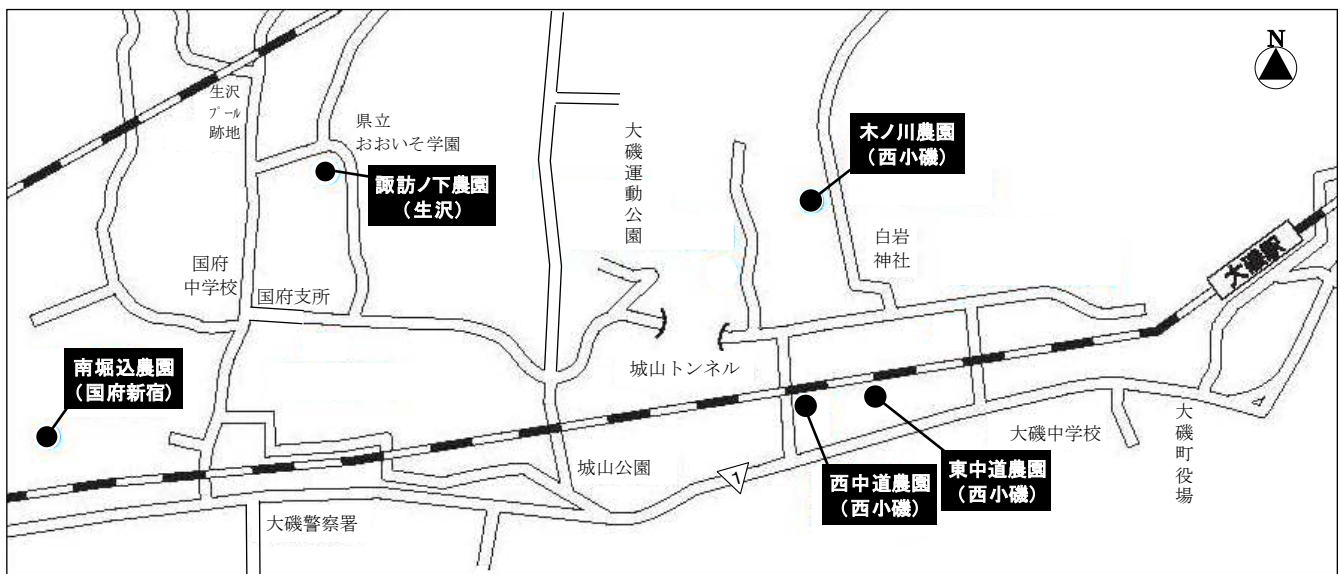
⑧農作物の盗難、病虫害等により農園の利用が困難となった場合又は作物の損害が生じた場合等には、町は一切の責任を負いかねます。

5. ご利用を辞退される際の手続き

①ご都合により、農園の管理ができなくなったときや転居などをされ利用資格がなくなったときは、速やかにその旨を産業観光課へ連絡し、**利用辞退届出書**の提出と、ご利用区画の**原状復旧(作物・雑草等の撤去)**を行った上で、遅滞なく返還してください。利用辞退届出書用紙は、ご連絡頂いた方へ役場からお送りします。

②ご利用者が利用期間途中で農園を返還した場合の利用料の返還は行いません。

市民農園 位置図



※詳しい位置については、産業観光課にご連絡ください。

☆☆利用に際しご不明な点がございましたら、産業観光課 産業振興係 (Tel61-4100) までお問合せ下さい。☆☆